

電話加入権の公売

とき 10月28日(火)午後1時~
ところ 市役所2階の正庁
公売に参加されるかたは、印鑑と買い受け代金をお持ちください。代理人の場合は委任状が必要です。最低公売価格は、3万円(消費税別)です。

問い合わせ

納税課納税担当tel(866)2058



INFORMATION

市役所からのお知らせ

南西墓地の 使用者を募集しま

10/28(火)~11/4(火)受け付け

募集基数 44基(豊岩地区)

使用できるかた

市内に住所または本籍があり、遺骨がありながら墓がなくて、寺院や自宅などに保管しているかた。分骨は対象としません。

抽選

申込者多数の場合は、11月11日(火)午前10時から、市職員研修棟(市役所裏)で公開抽選を行い決定します。

申し込み

10月28日(火)から11月4日(火)まで、申請用紙に必要事項を記入し、生活課窓口(議場棟1階)へ直接提出してください。申請用紙は生活課、土崎支所、新屋支所にあります。

永代使用料

224,000円(一括納付)

管理手数料

年4,259円
(平成15年度分から納入)

問い合わせ

生活課tel(866)2074

1 冬囲い、冬季剪定の講習 花と緑の移動相談所

庭木の冬囲いや冬季剪定の実技講習を行います。10月28日(火)午前9時30分~11時30分、千秋公園で(二)の丸売店前集合。小雨の場合は、雨具持参。

申し込み 10月20日(月)当日消印有効(まで、はがきに住所、氏名、電話番号を書いて、〒01018560秋田市山王一丁目1-1 秋田市役所公園課☎(866)2445

2 秋田城跡第82次発掘 調査の現地説明会

秋田城跡の中心だった政庁域の発掘調査で発見された、政庁東脇殿跡を中

3 平成15年分 年末調整説明会

心に説明します。小雨決行。とき/10月25日(土)午後1時30分~3時 ところ/史跡秋田城跡出土品収蔵庫前集合(旧高清水小学校跡地内) 問い合わせ 秋田城跡調査事務所 ☎(845)1837

秋田北税務署、秋田南税務署では、給与などの支払いがある源泉徴収義務者のかたを対象に、次の日程で年末調整説明会を開催します。今年、来年4月1日から適用される改正消費税法についての説明もあわせて行います。北税務署 11月13日(木)の午前10時~午後1時30分、セリオンプラザで 南税務署 11月18日(火)の午前10時~午後2時、11月19日(水)の午前10時

4 ごみの不法投棄や 野外焼却はやめましょう

ごみの不法投棄は犯罪です。5年以下の懲役か1千万円以下の罰金、場合によってはその両方が科せられます。また、ごみを庭先などで燃やすと煙

や悪臭が生じ、近隣の生活環境に悪影響を与えるほか、ダイオキシン類などの有害物質が発生する可能性もあります。ごみはきちんと分別して、決められた収集日に集積所へ出してください。事業所の廃棄物は、許可業者に委託するなど適正な処理をしてください。

問い合わせ 廃棄物対策課

tel(866)2943

5 稲わら・もみ殻焼き はやめましょう

稲わら・もみ殻焼きの煙で、毎年ぜんそくの患者さんや病弱なかたが大変困っています。稲わら・もみ殻の発生を防ぐため、県公害防止条例で、10月から11月10日まで、稲わらを外で焼くことが禁止されています。この期間以外でも、稲わら・もみ殻は焼かずに、

、いずれも県民会館で 問い合わせ 秋田北税務署法人課税 部門☎(845)1161、秋田南税務署 法人課税第2部門☎(832)4121



市県民税第3期と国民健康保険税第4期の納期限は10月31日(金)です。

納期内に納付するようお願いいたします。納税課tel(866)2059・国保年金課tel(866)2189

11月は 秋の清掃月間



落ち葉などの散乱ごみをなくすため、秋の清掃運動にご協力ください。町内で力を合わせ、落ち葉などが散乱している公園や道路、家の間口などをきれいにしましょう。

清掃月間のごみは家庭ごみへ

清掃で出たごみ、空きびん、空き缶、落ち葉などは、通常の「家庭ごみ」の収集日に集めます。指定ごみ袋に入れて、町内のごみ集積所に出してください。

なお、捨てられていた空きびん、空き缶は汚れていてリサイクルできません。「家庭ごみ」として処理しますので、各地域の「家庭ごみ」の収集日に出してください。

また、公共的な場所に不法投棄されている粗大ごみは、後日調査しますので、環境企画課へご連絡ください。

問い合わせ

秋の清掃月間は...環境企画課tel(863)6632

側溝のフタ上げ機、土のう袋は...

道路維持課tel(864)3643

公園の清掃は...公園課tel(866)2445

家庭用パソコンの リサイクルがスタート



使用済みパソコンはメーカーが回収します

10月1日から「資源有効利用促進法」に基づき、メーカーなどによる家庭用使用済みパソコンの回収・リサイクルが始まりました。

市では、粗大ごみとしては家庭用パソコンを収集・処理しませんので、パソコンを廃棄する際は、メーカーなどにお問い合わせください。なお、海外から直接自己輸入したパソコンや自分で組み立てたパソコンなどについては、廃棄物対策課にご相談ください。tel(866)2943

6

都市計画変更案を ご覧いただけます

堆肥などに有効活用しましょう。
問い合わせ 環境保全課☎(866)2075、農政課☎(866)2115

都市計画道路・秋田中央道路、土崎駅前線の都市計画変更案を、10月14日(火)〜28日(火)の平日にご覧いただけます。また、この期間内に都市計画変更案についての意見書を秋田県知事に提出することができます。
場所/秋田市都市計画課(市役所4階) 県都市計画課(県庁6階)、秋田地域振興局建設部(秋田地方総合庁舎3階)
問い合わせ 秋田市都市計画課
tel(866)2152

7

産業廃棄物に関する 書類の縦覧

秋田市内で産業廃棄物および特別管理産業廃棄物を多量に排出する事業者の、平成15年度産業廃棄物処理計画、特別管理産業廃棄物処理計画、平成14年度に提出のあった処理計画の実施状況報告書を、10月10日(金)〜来年10月9日(土)の平日に縦覧します。

また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管および処分状況等届出書を10月10日(金)〜来年3月31日(水)の平日に縦覧します。
場所/市環境部(寺内蛭根三丁目24-3) 時間/午前8時30分〜午後5時15分
問い合わせ 廃棄物対策課
tel(866)2943

8

建設リサイクル法の 届出は7日前までに

建設リサイクル法では、次に該当する工事などの発注者・自主施工者に、工事の事前届出などを義務づけています。また、受注者は使用されている資材のうち、木材など特定のものについて、現場で分別し、再資源化することが義務づけられています。

対象となる建設工事 建築物：解体80㎡以上 新築500㎡以上 修繕1億円以上 その他工作物：500万円以上
問い合わせ 分別解体に関することは技術管理室☎(866)2491、再資源化に関する場合は廃棄物対策課
tel(866)2943

救急救命士の 病院実習に ご協力を！



救急救命士の病院実習
(中央が救急救命士)

秋田市では、昨年8,147人(市民の39人に1人)の患者さんが救急隊によって病院に搬送されました。心臓や呼吸が停止するなど、一刻も早い救命処置が必要な患者さんには、救急救命士が除細動(心臓への電気ショック)、点滴、器具を使用した気道確保などの医療行為を行っています。

このような救命処置には、医学知識や技術の訓練が重要であり、さらなる救急救命士の質の向上をはかるため、国の指針に基づき、各救急病院の協力を得て、定期的な病院実習を開始することになりました。

実習の内容は、血圧・心電図などの観察や手術室での処置の介助などで、事前に患者さんやご家族の同意を得て、医師の指導・監督のもとで行います。市民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

実習を行う救急病院

秋田大学医学部附属病院

県立脳血管研究センター 県成人病医療センター

秋田赤十字病院 秋田組合総合病院

中通総合病院 市立秋田総合病院

問い合わせ 消防本部救急課tel(823)4019